

市意見の概要

1 届出概要

- (1) 店舗名称 ファッションセンターしまむら有東坂店
- (2) 届出日 平成19年8月14日
- (3) 届出内容 法第5条第1項に基づく新設届

2 審査の結果

市意見なし

3 「大規模小売店舗を設置する者が配慮すべき事項に関する指針」に基づく市の考え方

(1) 交通に係る事項

駐車場の必要台数の確保、駐車場の位置及び構造、駐輪場の確保、荷さばき施設の整備、経路の設定等交通に係る事項について審査した結果、必要な配慮がなされているため大店立地法に定める市の意見はない。

(2) 騒音に係る事項

騒音の発生に係る事項について審査した結果、必要な配慮がなされているため大店立地法に定める市の意見はない。

(3) 廃棄物に係る事項

廃棄物の保管や運搬・処理等廃棄物に係る事項について審査した結果、必要な配慮がなされているため大店立地法に定める市の意見はない。

(4) その他の事項

防災・防犯対策への協力、街並みづくり等に係る事項について審査した結果、必要な配慮がなされているため大店立地法に定める市の意見はない。

なお、住民等から提出された意見に基づき、次のとおり審査を行った。

(提出された意見)

駐車場南側出入口について、出庫する車両と、出入口南側交差点から店舗南側道路（市道有東坂有東山腹線）への左折車両との衝突事故が発生する可能性が大きいいため、特段の交通安全確保対策を示してほしい。

届出計画及び大店立地法第14条に基づく報告によると、混雑時においては交通整理員を出入口付近に配置し、場内整理のみだけでなく流出入車両にも配慮することが示されている。また、出入口には停止線を表示し、駐車場南側出入口周辺は来退店車両の運転者及び歩行者が周辺の安全確認の妨げとなるような構築物を設置しないことにより視認性を確保している。

以上のことから、必要な配慮がなされているものとみなされるため、大店立地法に基づく市の意見はない。

小売業者には大企業として地域との共栄共存意識を持って、有東坂二区自治会の法人
会員となってほしい。

自治会の法人会員としての勧誘については、市意見の対象としない。